

長崎純心大学研究費不正防止計画

長崎純心大学における競争的資金等の取扱いに関する規則第5条に基づき、研究費を適正に管理・運営するために必要な不正防止計画を下記のとおり策定する。

1. 研究費の使用ルール等に係る相談窓口

研究費の使用ルール及び事務処理手続きに係る手引書等を整備し、学内外からの相談窓口を総務部総務課に設置する。

2. 内部監査の実施

- (1) 監査室は、学校法人純心女子学園監査規程第5条に基づき監査を実施する。
- (2) 監査室は、「長崎純心大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」第7条に定める窓口を活用し、研究費不正使用の早期発見に努める。
- (3) 監査室は、監事及び公認会計士と定期又は臨時に監査計画その他の情報や意見を交換し、連携して効率的な監査を実施する。

3. リスクの洗い出し等

予算単位ごとに問題となりうる具体的な事項（リスク）を洗い出し、一覧表を作成する。

4. 物品の発注・納品確認を明確にする体制の整備

研究上必要な物品の発注、特に現場発注について、チェック機能が十分に発揮できるような措置を講じるとともに、納品検収業務を厳格に実施する。

(1) 発注権限の明確化

発注権限や範囲を明確にするため、その権限や範囲を明示した資料等を作成し本学ウェブサイト等により公表する

(2) 検収体制の強化

- ①施設課及び総務課学部事務担当において検収を徹底する等、体制の強化を図る。
- ②納入業者に対して、契約担当課での検収確認印がない場合は、支払いが出来ない旨を通知する。
- ③検収担当者に対して、現場納品時の受領年月日及び受領印（又はサイン）の記載を徹底するよう周知する。

5. 学生等に支給する賃金・謝金等に係る体制整備

- (1) 学生等に支給する賃金・謝金等は、実施月の翌月払いを徹底するため、又、複数部署での重複雇用を防止するため、各部局に対して、実施後の出勤表等支払い関係書類の早期提出について周知徹底を図る。
- (2) 学生等の雇用実態については、随時、勤務状況を確認する等その実態把握に努める。勤務実態の無い謝金・賃金の請求や、勤務時間の水増し要求などの不正を防止するため、勤務日や勤務時間等の把握に努める。

6. 旅費の支給に係る体制の整備

- (1) 旅行日程等の確認のため、航空機利用の際の領収書や搭乗券の提出を徹底させる。
- (2) 不要の旅費の支給を防止するため、旅行者が旅行先で宿泊のため自宅等を利用した場合には、宿泊費の減額調整を行うなど、実態に応じた旅費の支出をする。
- (3) 公私の区分を明確にするため、出張期間前後に私事旅行がある場合には、旅行命令権者が事前に

承認した場合を除き、原則として私事旅行のために必要な往路又は復路の交通費は支給しない。

- (4) 出張の実態を把握するため、出張の目的や成果等を把握できるような書類や出張報告書等の提出を徹底する。

7. 不正行為を早期に発見し是正するための体制の整備

- (1) 「長崎純心大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき組織体制を整備する。

- (2) 「長崎純心大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」第7条に定める窓口を活用し、研究費不正使用の早期発見に努める。

- (3) 通報者（告発者）及び相談者の保護

本学の内外から通報（告発）及び相談があった場合は、通報者（告発者）保護を徹底するとともに保護の内容を通報者（告発者）及び相談者に周知する。また、誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。頭名による通報（告発）及び相談の場合、受け付けた通報に基づき実施する措置の内容を通報者（告発者）及び相談者に通知するものとする。

- (4) 調査

通報及び相談された事項に関する事実関係の調査を「長崎純心大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」等に定める調査委員会を設置して調査を行うものとする。

- (5) 処分

調査の結果、研究費の不正使用が明らかになった場合は、学校法人純心女子学園就業規則その他関係諸規定等に則り処分する。

8. 外部への公表

研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する以下の事項について、本学の方針及び意思決定手続きを本学ウェブサイト等で公表する。

- (1) 機関内の責任体系に関すること。
- (2) 研究費の使用ルール及び事務処理手続きに係る機関内外からの相談窓口に関すること。
- (3) 不正防止計画の推進する担当者又は部署に関すること。
- (4) 発注・検収に関すること。
- (5) 不正取引に関与した業者への処分に関すること。
- (6) 不正に係る通報窓口及び大学の対応体制に関すること。
- (7) 研究費の適正な運用・管理に係る監査体制に関すること。

9. 研修の実施

- (1) 科学研究費助成事業の公募要領説明会と併せて研修会を実施するものとする。
- (2) 新任研修会等で研究倫理について説明する。
- (3) 研究倫理及びコンプライアンス教育研修会を年に1回以上実施する。
- (4) 組織全体で不正を防止する風土を形成するために啓発活動を四半期に一回程度、本学を本務とする教職員を対象に実施する。

10. 誓約書等の徴収

科学研究費助成事業やその他の公的研究費の交付を受けた教職員から、必要に応じて関係ルールを遵守する旨の誓約書等を徴収するものとする。